

## 道路上に張り出している樹木等の適切な管理のお願い

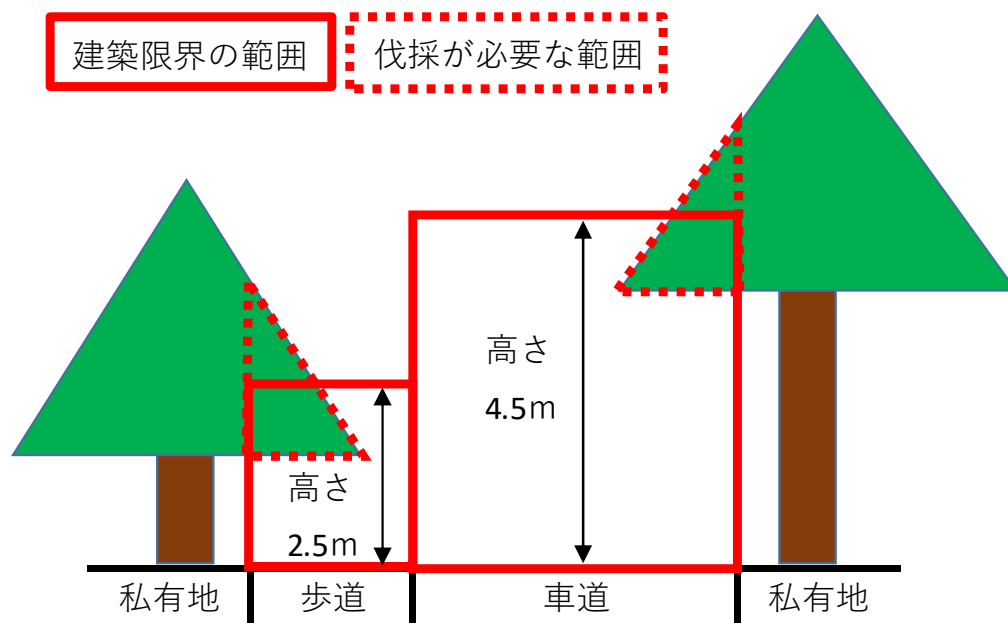
沿道の山林や個人宅地から、車道や歩道に張り出した樹木や枝については、通行の妨げになるだけでなく、通行中の車両等を損傷させる事故につながる可能性があります。

事故が発生した場合には、樹木の所有者が民法 717 条により賠償責任を問われることがあります。

道路上の交通事故防止のためにも、張り出し樹木や倒木の危険がある樹木については、所有者・管理者において御確認いただき、伐採等の適切な管理をしていただきますよう御協力をお願いします。

なお、作業実施に当たっては、次の事項にも注意してください。

- ◆ 電線や電話線がある場所での作業は、危険を伴う場合があるので、事前に最寄りの電気事業者や通信事業者にご連絡ください。
- ◆ 作業時は、通行車両や歩行者等の安全確保をお願いします。



### 【お問い合わせ先】

○千葉県県土整備部道路環境課道路管理室

TEL：043-223-3136

○千葉県下各土木事務所 管理課・管理用地課 [\(ご相談はこちら\)](#)

[参考法令(抜粋)]

●道路構造令第12条(建築限界)

建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道にあつては第二図に示すところによるものとする。

第一図(省略) 車道 高さ4.5メートル

第二図(省略) 歩道及び自転車道等 高さ2.5メートル

●道路法第43条(道路に関する禁止行為)

何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

●民法第233条(竹木の枝の切除及び根の切取り)

土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。

3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。

一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。

二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。

三 急迫の事情があるとき。

4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

●民法第717条(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者がいるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

●民法第720条(正当防衛及び緊急避難)

他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない。

2 前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場合について準用する。